

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認京都地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	14 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	8 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	20 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	12 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和8年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和54年7月から55年3月まで  
② 昭和57年9月から58年10月まで  
③ 昭和60年3月

申立期間①及び②については、生活が苦しく未納になったので、区役所に未納分を納付しに行った際、区役所の担当者から2年間の猶予があるとの説明を受け、未納分の納付書をもらい、分割して完納した。

また、未納のままにすることはなかったため、申立期間③が未納と記録されていることにも納付できない。記録の訂正をしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間③は、1か月と短期間であるとともに、申立期間前後の国民年金保険料は納付済みである上、申立人は、国民年金制度発足時から国民年金にいち早く加入して以降、申立期間を除き、国民年金加入期間について、保険料をすべて納付していることが確認できることから、申立人の保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間③については、社会保険庁のオンライン記録において、昭和61年7月9日に申立期間③についての納付書が作成された記録がある上、53年7月から54年6月までの期間、56年10月から57年8月までの期間及び59年7月から同年12月までの期間については現年度納付されなかったが、申立人は54年5月から61年4月にかけて9回にわたって過年度納付していることが確認できることから、申立期間についても国民年

金保険料を納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間①及び②については、申立人が所持している昭和46年4月1日付け発行の国民年金手帳では、35年10月1日に国民年金被保険者資格を任意で取得し54年7月3日に同資格を喪失したこと、55年4月17日に同資格を取得し57年9月8日に同資格を喪失したこと及び58年11月21日に同資格を取得していることが確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間であると考えられる上、A市が国民年金保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リスト及び社会保険事務所が保管する特殊台帳の記録とも一致し、同台帳には申立期間の当初月の欄には「喪失」、最終月の翌月の欄には「再取得」の押印が有ることを踏まえると、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立人は保険料を納付することはできなかったものとするのが相当である。

また、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め、複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和60年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年2月、同年3月及び48年4月から49年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年2月及び同年3月  
② 昭和39年7月から40年3月まで  
③ 昭和48年4月から49年3月まで

私は、昭和38年に国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料については母親が納付したと思う。また、婚姻後の申立期間②及び③については、夫が集金人に納付したはずであり、特に申立期間③については、夫の保険料が納付済みであるのに、私の分が未納となっているのは納得がいかないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、2か月と短期間であるとともに、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の母親と同日の昭和38年8月20日に払い出されていることが社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿により確認できる上、申立人の母親の保険料については、36年4月以降の保険料がすべて納付済みであり、当時、A市では国民年金に加入した場合、現年度保険料を収納し、さかのぼって納付可能な過年度保険料についても、納付勧奨するのが通例であったことから、申立期間についても納付したものとみても不自然ではない。

また、申立期間③については、12か月と比較的短期間であるとともに、申立期間前後の国民年金保険料が納付済みである上、申立期間の保険料を

納付したとする申立人の夫については、納付済みであることから、申立期間についても納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間②について、申立人は、婚姻後の国民年金保険料は、申立人の夫が納付したと主張しているが、申立人の夫についても、申立期間の保険料は未納である。

また、申立人又はその夫が申立期間②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め、複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和38年2月、同年3月及び48年4月から49年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年2月から51年12月まで  
② 昭和54年3月

私は、昭和51年11月ごろ、親戚から国民年金の加入を勧められ、数日後、社会保険事務所で国民年金の加入手続を行った。その際、窓口で今なら申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付できると言われたので納付し、4万円でお釣りをもらったと記憶している。また、保険料を納付したはずの54年3月分が未納になっている。改めて調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人は国民年金保険料を納付したはずとしており、社会保険事務所が保管する特殊台帳により昭和54年2月及び同年3月は厚生年金保険加入期間と重複するとして、当該期間の保険料を同年4月5日に52年1月から同年3月までの期間へ充当するとともに残金1,260円を還付処理した結果、未納期間となったものと考えられるが、申立人は、厚生年金保険の被保険者資格の喪失に伴い、54年3月18日に国民年金の被保険者資格を取得していることから、必ずしも適正な還付処理が行われていなかった可能性がうかがわれる。

一方、申立期間①について、申立人は、昭和51年11月ごろ、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料について、さかのぼって納付したと主張している。しかしながら、保険料納付の前提となる申立人の

国民年金手帳記号番号は 52 年 9 月に夫婦連番で払い出されていることが社会保険事務所が保管している同手帳記号番号払出簿により確認でき、このころに申立人は国民年金に加入したものと推認され、この時点で、申立期間の一部は既に時効により納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには過年度納付及び特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではない上、上記の特殊台帳により重複納付された保険料が 54 年 4 月 5 日に申立期間直後の期間である 52 年 1 月から同年 3 月分へ充当されていることが確認でき、その時点までは、充当された期間は未納期間であったものと考えられることから、当該期間を除き、加入時にさかのぼって納付したとの申立内容は不自然である。

また、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年 3 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から同年9月まで

私は、昭和36年4月ごろ国民年金に加入し、夫婦一緒に国民年金保険料を納付していたことを憶えている。納付の記録が無いことは納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は、6か月と短期間であるとともに、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和36年8月に夫婦連番で払い出されていることが社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人とその夫は、国民年金制度の発足とともにいち早く国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、申立期間の保険料は、現年度納付が可能である。

また、申立期間の国民年金保険料が未納であった場合には、社会保険事務所は特殊台帳を保存することとされているが、同台帳は保存されておらず、申立期間は納付されていたものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年10月から38年3月までの期間及び38年7月から39年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年10月から38年3月まで  
② 昭和38年7月から39年3月まで

国民年金の加入勧奨を受け、自宅で国民年金の加入手続を行い、その後は、毎月、集金人に国民年金保険料を納付してきたので、申立期間が未納であることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度発足後、いち早く国民年金に加入するとともに、申立期間を除き、国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付していることが確認できることから、申立人の保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間①については、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和36年9月に払い出されていることが社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、このころに国民年金加入手続を行ったものと推認でき、申立期間は現年度納付が可能である上、申立人は申立期間直後の38年4月から同年6月までの保険料を現年度納付していることが確認でき、当時は、厚生省（当時）の通達に基づき、市町村において過年度保険料を徴収することが可能とされていた時期であり、A市でも過年度保険料を納付するよう勧奨していたことが確認できることから、申立人は、申立期間の保険料についても集金人に納付したものとみても不自然ではない。

さらに、申立期間②については、9か月と短期間であるとともに、前後の期間の国民年金保険料は納付済みである上、申立人は、申立期間当時、転居も無く、生活状況に変化は無かったとしていることから、申立期間についても、引き続き保険料を納付していたものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月まで

私は、A市B区Cに居住していた昭和36年ごろ国民年金に加入し、国民年金保険料を集金人に納めていたはずであるにもかかわらず、申立期間が未納とされているため、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は、12か月と比較的短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き、60歳になるまで国民年金保険料をすべて納付し、昭和53年4月以降については、付加保険料も併せて納付していることが確認できることから、申立人の保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、国民年金制度が発足した昭和36年4月1日に任意の資格で国民年金に加入しており、任意加入しておきながら申立期間の国民年金保険料を未納のまま放置していたとは考え難い上、A市が、集金人制度を開始したのは、37年9月からであることが確認できるが、同年4月に発出された、厚生省（当時）の通達により、38年6月までは、市町村において過年度保険料の収納の取扱いができるとされており、同市においても、この取扱いを行っていたことが確認できることから、申立人は、申立期間の保険料を37年4月以降の保険料と併せて集金人に納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、株式会社AのB支店（後に、C株式会社D支店と名称変更）における申立人の被保険者記録のうち、資格取得日を昭和26年1月15日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年8月1日から25年4月1日まで  
② 昭和26年1月15日から同年2月1日まで

株式会社AのE支店（後に、C株式会社F支店と名称変更）に昭和24年に入社し、26年1月に同社B支店に転勤後も27年10月20日に退職するまで継続して勤務していたが、社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間の記録が抜けていることが判明した。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、元同僚の供述から申立期間②において、申立人が株式会社Aに継続して勤務し（昭和26年1月15日に株式会社AのG本社から同社B支店へ異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、昭和26年2月の社会保険事務所の記録から8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、株式会社AのB支店は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、C株式会社も解散し、解散時の代表取締役も不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことか

ら、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間①について、社会保険事務所が保管する株式会社AのE支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、当該事業所は、昭和24年8月1日に、H市I区J町\*番地からH市K区L\*番地へ住所変更し、申立人及び複数の元同僚の供述から、新しい社屋の1階に株式会社AのE支店、2階に同社G本社と別の事業所に分割され、申立人は申立期間について、同社G本社に勤務していたことが推認できる。

しかし、社会保険事務所が保管する株式会社AのG本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、当該事業所は、昭和25年4月1日に厚生年金保険の新規適用事業所となっており、同日より前の申立期間に適用事業所としての記録は確認できない。

また、社会保険庁の記録によると、申立人が当時申立人と同職種であったと記憶している1人を含む元同僚2人についても、申立人と同様に申立期間の厚生年金保険の加入期間が無いことが確認できる。

さらに、社会保険庁の記録によると、株式会社AのG本社の後継事業所であるC株式会社も既に厚生年金保険の適用事業所でなくなった上、解散しており、解散時の代表取締役等に照会しても、当時の給与明細書等の関連資料は保管されておらず、申立期間において、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた事実は確認できない。

加えて、社会保険事務所が保管する株式会社AのG本社に係る上記被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳によると、当該事業所における申立人の資格取得日は昭和25年4月1日及び資格喪失日は26年1月15日と記載されており、社会保険庁の記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA病院における資格取得日に係る記録を昭和42年4月1日に、資格喪失日に係る記録を43年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月1日から43年4月1日まで

B大学医局の依頼により、A病院に派遣され、C科医師として1年間勤務していた。この間の厚生年金保険被保険者記録が不明なので調査し、申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A病院が保管している昭和42年3月31日に作成された「D社職員履歴書・人事記録用紙」及び辞令発令簿によれば、申立人が41年4月30日付で医師免許を取得した後、A病院に就職し、42年4月1日付でD社職員(医師)に採用され、A病院E部C科勤務を命ずる旨の辞令並びに43年3月31日付でA病院職員就業規則第56条の規定により、D社職員を免ぜられた旨の辞令が発令されている。

また、申立期間当時、A病院に勤務していた複数の上司及び同僚医師に照会したところ、申立人は正職員として勤務し、その勤務形態は他の正職員と同様であったと供述している。

さらに、申立人の後任としてA病院に着任したとしている同僚の医師については着任当初から厚生年金保険の加入記録が存在している。

加えて、申立期間当時、申立人と同様にB大学医局から大学の依頼によ

りA病院に派遣された複数の医師のうち、当該事業所の辞令発令簿に「嘱託」と記載されていない医師はすべて厚生年金保険の被保険者としての記録が存在することが確認できる。

これらを総合的に判断すると、当時A病院に勤務していたほぼすべての正職員が厚生年金保険に加入していたと考えられ、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額は、申立人と同日に「医療職（一）＊等級＊号俸」の辞令を発令されている同僚医師の標準報酬月額から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについて不明としているが、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和42年4月から43年3月までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（30万円）であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を30万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年1月1日から6年8月26日まで  
社会保険庁のねんきん特別便によると、株式会社Aにおける申立期間において実際に受け取っていた報酬月額と比べると、社会保険庁の記録が低くなっているため調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初平成5年1月から6年1月までの標準報酬月額については30万円と記録されていたところ、6年2月18日付けで、5年1月1日にさかのぼって8万円に引き下げられ、申立人の資格喪失日まで継続していることが確認できる。

また、当時株式会社Aに勤務していた5人の同僚についても、社会保険庁の記録によると、平成6年2月18日付けで、5年1月及び同年2月にさかのぼって標準報酬月額が引き下げられていることが確認できる。

しかし、元事業主に照会したところ、「会社は平成10年6月に破産により解散し、当時の資料等が残っていないが、申立人の申立内容どおり社会保険事務所に報酬に関する届出を行った。当時届出を行った5年10月の定時決定通知書（健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書）及びその定時決定報酬訂正通知書を情報提供する。」と回答している上、当時の経理担当者である元事業主の妻に照会したところ、「申立期間当時の社会保険料を滞納していたので、給与が高い従業員を対象に社会保険料の標準報酬月額をさかのぼって訂正し、減額した社会保険料を納付したが、申立人

を含む標準報酬月額を減額した従業員については給与支給額及び厚生年金保険料等の控除額は従来のままにしていた。」と回答している。

これらの事実を総合的に判断すると、平成6年2月18日付けで行なわれた遡<sup>そきゅう</sup>及訂正処理は事実に即したものと考えがたく、申立人について5年1月1日にさかのぼって標準報酬月額の減額処理を行なう合理的理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

また、当該訂正処理を行なった日以降の期間の標準報酬月額についても8万円と記録されている。しかし、元事業主、元事業主の妻は前述のとおり「申立人を含む標準報酬月額を減額した従業員については給与支給額及び厚生年金保険料等の控除額は従来のままにしていた。」と供述していること、及び申立期間当時に勤務していた同僚（店長）が「申立人は申立期間において継続して勤務しており、マネージャーとして4ないし5店舗の統括をしていた。申立期間において申立人の給与が大幅に減額したとは考え難い。」と供述していることから判断すると、申立期間のうち、申立人の標準報酬月額の変更処理が行なわれた平成6年2月18日以降の期間の標準報酬月額の記録については、有効な記録訂正とは認められない同日の減額処理に連動してなされた処理の結果であると考えることが適当であり、同年2月18日付けで行なわれた遡及訂正処理は、有効な記録とは認め難い。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間の標準報酬月額については、30万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間①のうち平成17年3月の標準報酬月額に係る記録を32万円に、同年4月は30万円、同年5月は28万円、同年6月は34万円、同年7月から同年9月までは28万円、同年10月及び11月は32万円、同年12月は30万円、18年1月は28万円、同年2月及び3月は32万円、同年4月は26万円、同年5月は30万円、同年6月は32万円、同年7月は30万円、同年8月は26万円に訂正することが必要である。

申立期間②について、申立人の申立期間②における標準報酬月額の記録は、事後訂正の結果30万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の11万8,000円とされているが、申立人は、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額にかかる記録を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立期間①及び②における申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年3月1日から18年9月1日まで  
② 平成18年9月1日から同年10月1日まで

私は、現在勤務しているA株式会社における申立期間①及び②の期間において、給与支払明細書の厚生年金保険料の控除額に対する社会保険

庁の標準報酬月額記録が低くなっている。申立期間①及び②について、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の所持している給与支払明細書から、申立人は、申立期間①において、その主張する標準報酬月額（平成17年3月は32万円、同年4月は30万円、同年5月は28万円、同年6月は34万円、同年7月から同年9月までは28万円、同年10月及び11月は32万円、同年12月は30万円、18年1月は28万円、同年2月及び3月は32万円、同年4月は26万円、同年5月は30万円、同年6月は32万円、同年7月は30万円、同年8月は26万円）に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、過失により11万8,000円の標準報酬月額に相当する報酬月額の届出を行ったことを認めていることから、事業主が11万8,000円を報酬月額として社会保険事務所に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、社会保険庁の記録によれば、申立人の申立期間②における標準報酬月額は、当初11万8,000円と記録されたが、当該期間に係る保険料の徴収権が消滅した後の平成20年11月に、11万8,000円から30万円に記録が訂正されている。ただし、当該記録訂正は、政府が保険料を徴収する権利は時効により消滅していることから、厚生年金法第75条の規定により当該記録は年金額の計算の基礎となる標準報酬月額にならないとしている。

しかし、申立人の所持している給与支払明細書から、社会保険庁に記録されている標準報酬月額（11万8,000円）に基づき計算された保険料額以上の保険料を事業主により給与から控除されていることが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を決定し、これに基づく記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間②の標準報酬月額については、給与支払明細書の給与額から26万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、過失により11万8,000円の標準報酬月額に相当する報酬月額の届出を行ったことを認めていることから、事業主が11万8,000円を報酬月額として社会保険事務所に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間①の標準報酬月額に係る記録を24万円に訂正することが必要である。

申立期間②について、申立人の申立期間②における標準報酬月額の記録は、事後訂正の結果28万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の11万8,000円とされているが、申立人は、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額にかかる記録を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立期間①及び②における申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年3月1日から18年9月1日まで  
② 平成18年9月1日から同年10月1日まで

私は、現在勤務しているA株式会社における申立期間①及び②の期間において、給与支払明細書の厚生年金保険料の控除額に対する社会保険庁の標準報酬月額の記録が低くなっている。申立期間①及び②について、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の所持している給与支払明細書から、申立人は、申立期間①において、その主張する標準報酬月額（24万円）に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、過失により11万8,000円の標準報酬月額に相当する報酬月額の届出を行ったことを認めていることから、事業主が11万8,000円を報酬月額として社会保険事務所に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、社会保険庁の記録によれば、申立人の申立期間②における標準報酬月額は、当初11万8,000円と記録されたが、当該期間に係る保険料の徴収権が消滅した後の平成20年11月に、11万8,000円から28万円に記録が訂正されている。ただし、当該記録訂正は、政府が保険料を徴収する権利は時効により消滅していることから、厚生年金法第75条の規定により当該記録は年金額の計算の基礎となる標準報酬月額にならないとしている。

しかし、申立人の所持している給与支払明細書から、社会保険庁に記録されている標準報酬月額（11万8,000円）に基づき計算された保険料額以上の保険料を事業主により給与から控除されていることが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を決定し、これに基づく記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間②の標準報酬月額については、給与支払明細書の給与額から24万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、過失により11万8,000円の標準報酬月額に相当する報酬月額の届出を行ったことを認めていることから、事業主が11万8,000円を報酬月額として社会保険事務所に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間①のうち、平成17年3月から同年8月までの標準報酬月額に係る記録を19万円に、同年9月から18年8月までは18万円に訂正することが必要である。

申立期間②について、申立人の申立期間②における標準報酬月額の記録は、事後訂正の結果24万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の10万4,000円とされているが、申立人は、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額にかかる記録を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立期間①及び②における申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年3月1日から18年9月1日まで  
② 平成18年9月1日から同年10月1日まで

私は、勤務していたA株式会社における申立期間①及び②の期間において、給与支払明細書の厚生年金保険料の控除額に対する社会保険庁の標準報酬月額の記録が低くなっている。申立期間①及び②について、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の所持している給与支払明細書から、申立

人は、申立期間①において、その主張する標準報酬月額（平成17年3月から同年8月までは19万円、同年9月から18年8月までは18万円）に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、過失により10万4,000円の標準報酬月額に相当する報酬月額の届出を行ったことを認めていることから、事業主が10万4,000円を報酬月額として社会保険事務所に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、社会保険庁の記録によれば、申立人の申立期間②における標準報酬月額は、当初10万4,000円と記録されたが、当該期間に係る保険料の徴収権が消滅した後の平成20年11月に、10万4,000円から24万円に記録が訂正されている。ただし、当該記録訂正は、政府が保険料を徴収する権利は時効により消滅していることから、厚生年金法第75条の規定により当該記録は年金額の計算の基礎となる標準報酬月額にならないとしている。

しかし、申立人の所持している給与支払明細書から、社会保険庁に記録されている標準報酬月額（10万4,000円）に基づき計算された保険料額以上の保険料を事業主により給与から控除されていることが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を決定し、これに基づく記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間②の標準報酬月額については、給与支払明細書の給与額から18万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、過失により10万4,000円の標準報酬月額に相当する報酬月額の届出を行ったことを認めていることから、事業主が10万4,000円を報酬月額として社会保険事務所に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 18 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 11 万 8,000 円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額にかかる記録を 18 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立期間における申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 60 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 7 月 1 日から 18 年 10 月 1 日まで

私は、勤務していた A 株式会社における申立期間において、給与支払明細書の厚生年金保険料の控除額に対する社会保険庁の標準報酬月額の記録が低くなっている。申立期間について、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によれば、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 11 万 8,000 円と記録されたが、当該期間に係る保険料の徴収権が消滅した後の平成 20 年 11 月に、11 万 8,000 円から 18 万円に記録が訂正されている。ただし、当該記録訂正は、政府が保険料を徴収する権利は時効により消滅していることから、厚生年金法第 75 条の規定により当該記録は年金額の計算の基礎となる標準報酬月額にならないとしている。

しかし、申立人の所持している給与支払明細書から、社会保険庁に記録されている標準報酬月額（11万8,000円）に基づき計算された保険料額以上の保険料を事業主により給与から控除されていることが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を決定し、これに基づく記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間の標準報酬月額については、給与支払明細書の給与額から18万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る報酬月額の届出を社会保険事務所に対し、誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料については、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 5 月 5 日から 39 年 11 月 1 日まで  
申立期間について、社会保険事務所から脱退手当金を支給済みという回答があったが、脱退手当金を受領した覚えがないので調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している厚生年金保険被保険者証は、旧姓で発行されており、再交付の押印も無く、当該被保険者証の発行元は申立期間に係る事業所を管轄していたA社会保険事務所であること、申立人は、「事務担当者から厚生年金保険被保険者証は大事なものだと言われた。」と供述していることから、申立期間に係る事業所で厚生年金保険に加入した際、発行されたものと考えられるところ、脱退手当金を支給した場合、当時の事務処理において、厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされていたが、当該被保険者証にはその表示が無い。

また、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約11か月後の昭和40年9月18日に支給決定されており、申立人が「退職後は、会社と関わりがなかった。」と供述していることを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 京都国民年金 事案 1419

### 第1 委員会の結論

申立人の平成4年9月から5年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年9月から5年10月まで  
申立期間の国民年金保険料は免除となっているが、申請免除した記憶はなく、妻が納付していたと思うので調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料は申請免除の手続きは行っておらず、申立人の妻が納付していたと主張しているが、A市が国民年金の加入状況、保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストにおいて、申立期間は申請免除期間となっており、これは、社会保険庁のオンライン記録において、平成4年9月から5年3月までについては4年9月4日付けで、5年4月から同年10月までについては同年5月6日付けで申請が行われ、申立期間が全額免除とされていることとも一致し、申立内容とは符合しない。

また、申立人の妻又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 京都国民年金 事案 1420 (事案 968 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から49年11月までの期間、61年4月から62年8月までの期間及び同年9月から平成元年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年1月から49年11月まで  
② 昭和61年4月から62年8月まで  
③ 昭和62年9月から平成元年2月まで

申立期間①については、確定申告書に国民健康保険料と国民年金保険料を区分して記載していないことをもって納付の事実を否定しているが、同様に区分していない昭和49年、50年に納付が確認できるので、申立期間についても納付が認められるべきである。

申立期間②については、確定申告書に記載している金額は妻の国民年金保険料額とされているが、妻のものを記載したことは無い。

申立期間③については、妻は高齢任意加入しているので、私も任意加入が適用されるべきである。

以上の点から第三者委員会の決定に納得できないので、再度、申し立てる。

### 第3 委員会の判断の理由

前回の申立てについては、i)申立期間①については、確定申告書の控えには国民健康保険料の記載は有るものの国民年金保険料納付の記載が無い上、申立人の所持する国民年金手帳に、昭和49年12月23日に初めて任意被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間は未加入の期間であること、ii)申立期間②については、申立人は、厚生年金保険の障害年金受給者であり、法律改正により昭和61年4月からは法定免除期

間である上、確定申告書に記載されている国民年金保険料額は申立人の妻の保険料額と概ね一致していること、iii)申立期間③については、確定申告書の控えには国民年金保険料納付の記載が無い上、社会保険庁のオンライン記録にも昭和62年9月13日に資格喪失とされ高齢任意加入被保険者としての保険料納付の記録が見当たらないことから、申立人が高齢任意加入手続を行っていないものと考えられることなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成21年2月26日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間①については、確定申告書において国民健康保険料と国民年金保険料とを区分して記載していない昭和49年及び50年について国民年金保険料の納付が確認できるので、申立期間についても納付が認められるべきであり、申立期間②については、確定申告書に記載している金額は妻の国民年金保険料額とされているが、妻のものを記載したことは無いこと、申立期間③については、妻は高齢任意加入しているので、申立人も任意加入が適用されるべきであると主張している。

しかしながら、i)申立人は、厚生年金保険の障害年金受給者であったことから、国民年金に任意の種別で加入することとなり、申立期間①の国民年金保険料を納付するには、昭和46年1月に国民年金の被保険者(任意)となる必要があるが、申立人は49年12月に国民年金に加入していることから、申立期間①は国民年金の未加入期間であること、ii)申立期間②は、昭和61年4月の法律改正に伴い国民年金保険料の納付が必要でない法定免除期間であり、申立期間②を納付した場合の保険料額は12万2,200円であり、62年1月から同年8月まで納付したとすれば5万8,300円であることから、62年の確定申告書の控えに記載されている金額2万5,000円とは大きく異なっており、同保険料額は社会保険庁のオンライン記録から確認できる同年4月1日に納付している61年1月から同年3月までの保険料額2万1,420円とも考えられること、iii)申立期間③は、国民年金の高齢任意加入については、申請者がそれぞれ加入手続を行うものであること、これらを踏まえると、再申立内容は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年1月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年1月から48年3月まで

昭和37、38年ごろ、姉に勧められてA区役所で加入手続を行い、国民年金保険料は、2、3回は集金人に納付し、その後は郵便局で納付した。未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和37、38年ごろ、B市A区役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、2、3回は集金人に納付し、その後は郵便局で納付していたと主張している。しかしながら、申立人の国民年金被保険者資格は、平成3年9月24日に任意で取得し、国民年金手帳記号番号が付番されていることが社会保険庁のオンライン記録により確認できることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、この国民年金手帳記号番号で申立期間の保険料を納付することはできない。

また、申立期間の国民年金保険料を納付するには上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、申立期間に係る同手帳記号番号払出簿を確認しても、申立人に同手帳記号番号が払い出された形跡は認められない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 4 月から 44 年 3 月までの期間及び同年 4 月から 46 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 4 月から 44 年 3 月まで  
: ② 昭和 44 年 4 月から 46 年 3 月まで

申立期間①について、私は、叔母の家に住み込みで働き、叔母と一緒に集金人に国民年金保険料を納付しており、申立期間②については、婚姻後、夫が私の保険料と一緒に納付してくれていた。夫も私の保険料は納付していたはずであると言っており、そのころの年金手帳には納付した月日が入った丸い判が押してあったことを覚えている。申立期間が未納となっていることは納得できないので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①の国民年金保険料は申立人の叔母と一緒に集金人に納付し、申立期間②の保険料は申立人の夫が納付してくれていたと主張している。しかしながら、保険料を納付するためには申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、申立人の同手帳記号番号は、昭和 46 年 6 月に払い出されていることが、社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、このころに申立人の国民年金の加入手続が行われたものと推認され、この時点では、申立期間の一部は、既に時効により保険料を納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには過年度納付及び特例納付によることとなるが、さかのぼって納付したとの主張は無い。

また、申立人又はその夫が申立期間の国民年金保険料を納付したことを

示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索しても、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

私は、大学を卒業して、昭和36年4月から家業の呉服卸業を手伝うことになり、国民年金に加入した。国民年金保険料は、集金人に納付し、領収書を受け取っていたことを覚えており、結婚後は、妻の保険料も納付していた。申立期間が未納となっているのは納得がいかないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を集金人に納付し、領収書を受け取っていたと主張している。しかしながら、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、同年9月に払い出されていることが社会保険事務所の保管する国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、申立人は、このころに国民年金の加入手続を行ったものと推認されるが、A市における集金人制度の開始は37年9月からであることが確認されている上、当時の保険料の収納方法は、印紙検認方式であり、集金人が領収書を発行することはなかったことが確認できることから、申立内容とは符合しない。

また、申立人は、結婚後は、自身で夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の妻も、昭和39年7月から40年3月までの保険料が未納である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料

を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から49年12月まで  
私は、昭和36年ごろ区役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したはずであるので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月ごろ区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したはずであると主張しているが、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、50年2月に払い出されていることが、社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿から確認でき、申立人の国民年金被保険者資格は、同年1月23日に任意加入とされていることから、申立人は、この日に国民年金の加入手続を行ったものと考えられ、申立期間は、国民年金に未加入の期間であることから、申立期間の保険料は、納付できなかったものとみるのが相当である。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人の氏名について、複数の読み方で検索したが該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年12月まで

私は、国民年金制度が発足した昭和36年ごろに国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を妻の保険料と一緒に集金人に納付した。まとめて納付したこともあり、申立期間が未納とされていることに納付できないため、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年ごろに国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を申立人の妻の保険料と一緒に集金人に納付したと主張している。しかしながら、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、夫婦連番で41年11月に払い出されていることが社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、このころに申立人は国民年金加入の手続を行ったものと推認でき、申立人と一緒に保険料を納付していたとする申立人の妻も申立期間は未納である。

また、申立人は、申立期間直後の昭和41年1月から同年3月までの国民年金保険料を、第2回目の特例納付により50年3月15日に納付していることが、社会保険事務所の保管する特殊台帳により確認できるが、この納付は、申立人が国民年金に加入した上記の時点から60歳になるまで保険料を納付しても、国民年金老齢年金の受給資格期間である252か月(21年)を満たすためには3か月不足するため、未納期間であった当該期間の保険料を特例納付したものと推認され、この事実は、申立期間の保険料を納付していたとする申立内容とは符合しない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から47年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 1 月から 47 年 4 月まで

A区役所からハガキで通知が有り、国民年金に加入し、3か月に1度自宅で集金人に国民年金保険料を納付した。納得いかないので記録の訂正をしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、B市A区役所からハガキで通知が有り、国民年金に加入し、3か月に1度自宅で集金人に納付していたと主張している。しかしながら、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿において昭和47年6月に払い出されたことが確認でき、申立人が所持する同年5月30日に発行された国民年金手帳でも、資格取得欄は同日付け、被保険者の種別欄は任意加入とされていることが確認でき、申立期間は、国民年金に未加入の期間であり、このことは社会保険庁のオンライン記録とも一致していることから、申立人は、申立期間の保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め、複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険第三種被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年5月5日から29年8月1日まで  
② 昭和31年3月10日から同年12月1日まで  
③ 昭和32年1月1日から38年1月31日まで

私は、事務主任兼坑内保安係員として、申立期間①においてはA株式会社B炭鉱所で、申立期間②及び③においては株式会社Cで事務仕事及び坑内作業をしており、3つの申立期間において、自身が第三種被保険者として、厚生年金保険に係る届出書を記載した記憶があるが、社会保険庁の記録では、第一種被保険者となっているため、第三種被保険者に記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、商業登記簿謄本によると、A株式会社は、昭和38年3月6日に株主総会の決議により解散されており、申立人を除く申立期間当時の役員及び清算人は死亡又は所在不明のため、照会を行うことができず、申立てに係る事実について確認することはできない。

また、厚生年金保険法においては、第三種被保険者とは、「常時坑内作業に従事する被保険者」とされているが、申立期間当時、A株式会社B炭鉱所で勤務していた者のうち、所在が判明した12人に対し照会を行ったところ、7人から回答があったが、申立人のことを記憶していた4人は、申立人は通常は事務や坑外作業をしており、坑内の人手が不足している時などは、申立人は乙種坑内保安係員等の国家資格を取得していることから坑内

作業をしていた旨の供述をしているほか、申立人自身も、坑内で作業する時間は勤務時間のうちの三分の一程度だった旨述べている。

これらの同僚の供述及び申立人が述べている坑内での作業時間から判断すると、申立人は、同事業所において、常時坑内作業に従事する者ではなかったことがうかがえる。

さらに、申立人及び同僚は、A株式会社B炭鉱所において、坑内員の給与体系については、採取した亜炭の量又は運搬したトロッコの台数から算出される出来高制が一般的であったとしており、同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿においては、坑内員と坑外員の標準報酬月額の違いが明確ではないため、標準報酬月額の比較から申立人が坑内員であったかどうかを判断することはできない。

加えて、申立人は、自身が社会保険事務所に第三種被保険者として届出をしていたと主張しているところ、上記名簿によると、坑内員については「坑内夫其ノ他」欄に「坑」と記載されているが、申立人については空白になっており、坑内員とは記録されていないことが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険第三種被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②及び③について、株式会社Cの所在地を管轄する法務局に照会したものの、同事業所の法人登記の記録は無い旨の回答があったほか、当時の事業主は所在不明であることから、申立てに係る事実について確認することはできない。

また、申立期間当時、株式会社Cで勤務していた者のうち所在が判明した20人に照会を行ったところ、15人から回答があったが、申立人が、常時坑内作業に従事していた旨の供述を得ることはできなかったほか、申立人自身も、坑内で作業する時間は勤務時間のうちの三分の一程度だった旨を述べており、申立人は、同事業所において、常時坑内作業に従事する者ではなかったことがうかがえる。

さらに、申立人及び同僚は、株式会社Cにおいて、坑内員の給与体系については、採取した亜炭の量又は運搬したトロッコの台数から算出される出来高制が一般的であったとしており、同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿においては、坑内員と坑外員の標準報酬月額の違いが明確ではないため、標準報酬月額の比較から申立人が坑内員であったかどうかを判断することはできない。

加えて、申立人は、自身が社会保険事務所に第三種被保険者として届出

をしていたと主張しているところ、当初の上記名簿によると、坑内員については「坑内夫其ノ他」欄に「坑」と記載されているが、申立人については空白になっており、坑内員とは記録されていないことが確認できるほか、書替え後の上記名簿によると、坑内員については「種別」欄に第三種被保険者を表す「③」と記載されているが、申立人については第一種被保険者を表す「①」と記載されており、第一種被保険者として記録されていることが確認できる。

また、当時の厚生年金保険に係る各種届出書には、被保険者の種別を記載する欄が設けられており、同名簿から、申立人に係る厚生年金保険の資格取得届が2回、資格喪失届が2回、算定基礎届又は月額変更届が7回提出されていることが確認できるが、そのすべての機会において社会保険事務所が種別の誤りについて気が付かなかったとは考え難い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険第三種被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 京都厚生年金 事案 1259（事案 142 の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 1 月から 37 年 12 月まで

前回申立時に昭和 35 年から 37 年ごろの間、勤めていた A 社での勤務期間について訂正不要の決定を受けたが、同僚の名前も覚えており、勤務していた事実に間違いはないので、当該期間について訂正不要と決定されたことには納得がいかない。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

前回の申立てにおいて、申立人が勤務していたと主張している A 社は昭和 39 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではなかったこと、申立期間当時に同事業所に勤務していた従業員が特定できないため、申立てに係る事実が確認できる供述を得ることができないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 8 月 13 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は特段の新たな資料等を提出していないが、A 社を退職時に雇用保険を受給した記憶があることから、勤務していた事実に相違無いこと等を根拠として、当該事業所における勤務期間を厚生年金保険の加入期間として認めるべき旨を主張している。

そこで、今回の再申立てを踏まえ、前回の調査に加えて、A 社における複数の元従業員に照会を行ったところ、元同僚の一人が、少なくとも自らが同事業所に勤めていた昭和 34 年 3 月ごろから 35 年 1 月ごろまでの間は、

申立人が事務員として勤務していた旨供述していることから、期間の特定はできないものの、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できるが、社会保険庁の記録上、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは39年5月1日であり、被保険者名簿に記載されている9名の被保険者の資格取得年月日もすべて同年5月1日以降で、それ以前に資格取得している者は無い上、申立人及び当該元同僚によると、当時の従業員数は5人未満であったとのことから、申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていなかったと考えられる。

また、当該元同僚について、昭和34年3月から35年1月までのA社における勤務期間において厚生年金保険の加入記録は無く、当該元同僚は38年4月より再度、同事業所に勤務しているが、厚生年金保険の加入は同事業所の新規適用時と同じ39年5月1日となっており、未加入期間において厚生年金保険料が控除されていた記憶も無い旨供述している。

さらに、A社は既に適用事業所ではなく、商業登記簿上も既に解散しており、当時の事業主や取締役も既に亡くなっていることから、申立期間当時の人事記録や給与台帳等の資料や、申立人の勤務実態及び給与からの厚生年金保険料控除に関する供述を得ることはできない。

加えて、申立人はA社が組合に所属していた旨主張しているが、当該組合の名称が不明であり、複数の企業組合及び染物関連の協同組合に照会を行った結果においても同事業所に関する情報を得ることができなかった。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 64 年 1 月 1 日から平成 9 年 7 月 12 日まで  
社会保険事務所に厚生年金保険の標準報酬月額について照会したところ平成元年 1 月から 9 年 7 月までの 102 か月間について社会保険庁の記録と実際の給与支給額に差額があることが分かった。この間は実際に支給されていた給与額に応じた厚生年金保険料を控除されていたと思うので、標準報酬月額の記録を訂正してもらいたい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人及び同僚が保管していたA株式会社の給与明細書により、申立人の主張どおり、給与支給額と社会保険庁の記録における標準報酬月額に差額があることがうかがえるが、申立期間当時、当該事業所で給与事務を担当していた元代表取締役は、社員に還元する目的で、社会保険事務所に基本給だけを標準報酬月額として届け出て、それとは別に当該事業所独自の手当を支給していたが、厚生年金保険料は届出の標準報酬月額を基に算出し控除していた旨の供述をしており、同僚の一人も、同様の供述をしている。

また、他の同僚の一人は申立期間のうちの一部の給与明細書を保管しているが、それによると社会保険事務所に記録されている標準報酬月額を基に厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立期間のうち、給与明細書が無い期間についても、上記の元事業主や同僚の供述と併せて判断すると、保険料控除については同様であったことが推認でき

る。

さらに、社会保険事務所の記録においても、申立期間において標準報酬月額が<sup>そきゅう</sup>遡及して訂正された形跡は無く、申立人の標準報酬月額は、他の同僚の標準報酬月額の推移と比較しても自然に推移している。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月 1 日から 35 年 5 月 1 日まで

私は短大卒業後、昭和 34 年 4 月から A 局（現在は、株式会社 B）に勤務していたが、社会保険庁の記録では、臨時補充員だった期間のうち、35 年 5 月の 1 か月しか厚生年金保険に加入した記録が無い。共済に加入するまでは厚生年金保険に加入していると思うので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する人事異動通知書及び株式会社 B が保管している勤務記録カードによれば、申立人は、A 局に、申立期間のうち、昭和 34 年 5 月 1 日から 35 年 3 月 21 日までは、事務補助員として契約を繰り返しながら断続的に勤務し、35 年 3 月 22 日から同年 5 月 1 日までは、臨時補充員として継続して勤務していたことが認められる。しかし、同社は、申立人に係る厚生年金保険の届出、納付、控除に関しては資料が無いため不明であり、当時の総務・経理・人事関係の業務担当者についても分からない旨回答しており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除については確認できない。

また、社会保険庁の記録によると、A 局は、昭和 35 年 5 月 1 日に初めて厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は厚生年金保険の適用の手続が行われていないことが確認できる。

さらに、申立人が、当時自分と同じ臨時補充員だったとして記憶している同僚は、申立人と同様に 35 年 5 月 1 日から厚生年金保険の加入記録があ

るが、照会したところ、申立人のことは記憶しているものの、申立期間当時、給与から厚生年金保険料が控除されていたかどうかについては記憶しておらず、申立人と自分のほかに非常勤職員がいたかどうかについても記憶していない旨の回答があった。

加えて、申立人は、当時、非常勤職員が多数勤務していたとしているが、上記同僚以外に氏名を記憶している者は無く、社会保険事務所のA局に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、昭和35年5月1日から49年9月8日まで、申立人と上記同僚の2人の氏名しか記載されていない上、株式会社Bも、当時の非常勤職員の人数や、厚生年金保険の適用に係る扱い等については不明である旨回答しており、当時の状況について確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年12月16日から62年3月31日まで  
私は、昭和61年11月17日から62年3月31日までの期間、A病院に勤務していた。年金記録では、61年11月17日から同年12月16日までの記録となっている。62年3月31日まで厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

独立行政法人B（申立期間当時は、A病院）が発行した在職証明書及び同法人に保存されている臨時的任用職員の人事記録が記載されている「賃金職員名簿」により、申立人が、申立期間においてA病院に勤務していたことは確認できる。

また、上記の「賃金職員名簿」では、申立人の人事記録は、同名簿の俸給表別医療職（三）に記載されているが、健康保険厚生年金保険加入記録を示すものとみられる「保険」欄は無記入となっていることが確認できる。

さらに、上記の俸給表別医療職（三）に記載されている申立人と同時期に採用された看護師のなかで、「保険」欄に「○」の記入がある者は、採用年月日から退職年月日までの期間が、当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者期間の記録と一致している。

一方、「保険」欄が無記入となっている、申立人と同時期に採用された3人の看護師については、社会保険事務所の当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に被保険者加入記録が無い。

申立人の「賃金職員名簿」の記録には「保険」欄に「○」が記載されて

いないが、社会保険事務所の記録では、申立人の当該事業所における厚生年金保険の被保険者期間は、昭和 61 年 11 月 17 日から同年 12 月 16 日までが記録されている。

これについて、当該事業所の給与事務責任者は、厚生年金保険の加入について「臨時職員のうち、任意継続共済組合員になっていること等、本人の申出によって、加入できない理由があれば非加入または中途資格喪失を認めて運用していたと考えられる。」と供述している。申立人に確認したところ、申立人は、昭和 61 年 4 月 1 日から、健康保険については申立期間を含めて C 共済組合任意継続組合員であったと供述している。

また、給与事務責任者は、「賃金職員名簿」における「保険」欄が作成された後は、申立期間当時も社会保険事務所からの健康保険厚生年金保険料の請求に対して支払い確認照合が行われていたと考えられ、給与支払日前に保険料控除の確認が行われることから、申立人についても、被保険者資格を喪失した昭和 61 年 12 月 16 日以降、62 年 3 月まで申立人の給与から保険料を控除し続けていたとは考え難いと供述している。

加えて、社会保険事務所の当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人は、昭和 61 年 12 月に健康保険証の返納記録があり、不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年4月1日から28年6月1日まで  
② 昭和35年7月1日から36年6月30日まで  
③ 昭和36年11月1日から37年12月31日まで

私は、昭和23年11月からA公団B支局C支所（当時D郡E町）に入所し、その後、24年4月1日からF市G町（当時D郡H村）の事務所に移り、28年6月まで継続して勤務した。

その後、I組合連合会から、誘われたので、同連合会のJ事務所（当時D郡E町）で昭和33年12月1日から働き、36年6月まで継続して勤務していた。

その後は、K株式会社の下請けの仕事を叔父と一緒に働いていたが、昭和36年11月30日から37年9月30日まで結核でL市のM病院に入院した。病院にお金を払っていないので、当時健康保険証を持っていたと思う。

すべての申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

I組合連合会に係る申立期間①について、申立人は当該事業所のN事務所で事務の仕事をしていたと供述しているが、当該事業所は既に廃業しており、当時の同僚に照会しても、申立期間における申立人の正確な勤務実態及び厚生年金の適用について確認することができない。

加えて、社会保険事務所の当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人に関する記載事項をみると、申立期間①より前の

時期である昭和 23 年 11 月 1 日の厚生年金保険の資格取得時の健康保険番号と、申立期間①以後の時期である 28 年 6 月 1 日の再取得時の健康保険番号とは、異なった番号が記載されていることから、申立期間①において当該事業所は資格取得届を社会保険事務所に届け出たことがうかがえる。

I 組合連合会に係る申立期間②において、申立人は当該事業所の O 協同組合 P 事務所（J 事務所）で事務の仕事をしていたと供述しているが、当該事業所は既に廃業していることから、申立期間における申立人の正確な勤務実態及び厚生年金の適用について確認することができない。

加えて、申立人は同僚と一緒に退職したと供述しているが、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人及び上記同僚の資格喪失日は昭和 35 年 7 月 1 日と同日と記載されている上、上記同僚は申立期間②における勤務については明瞭な記憶が無い旨を回答しているため、申立人が申立期間②において当該事業所に勤務していた事実を推認できない。

K 株式会社に係る申立期間③において、申立人は結核で L 市の病院に強制的に入院させられ、退院の際に窓口で入院諸費用の支払いをしていないとの記憶があることから、当時健康保険証を使用したと思うので、厚生年金保険に加入していたと供述しているが、当時の結核予防法、健康保険法の規定により、入所命令を受けた者については、公費負担が先行したため、患者の自己負担はなかったとされていることから、結核にり患して入院していた申立人が自己負担がなかったので健康保険証を所持していたはずであるとする主張をそのまま肯定することはできない。

また、当該事業所に照会したところ、「当社の被保険者名簿台帳に申立人の氏名が記載されていない。」と回答しており、申立期間における申立人の正確な勤務実態及び給与から厚生年金の適用について確認することができない。

さらに、社会保険事務所が保管する K 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は記載されておらず、健康保険の整理番号も連続しており欠番も見られないため、申立期間において申立人の加入記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の全申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 10 月 1 日から 34 年 2 月 6 日まで

私は、A株式会社を人員整理により解雇された後、当時同社の下請けであったB製作所（社会保険事務所が保管している健康保険厚生年金保険被保険者名簿はC製作所と記載）から就職の話があり、A株式会社を退職後、すぐにB製作所に勤務し厚生年金保険被保険者証を当該事業所に提出したので、調査の上、申立期間について厚生年金保険被保険者の加入記録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

C製作所に勤務していた元従業員の供述から、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できるが、当該事業所の後継事業主に照会したところ、「C製作所は約 25 年前に事業を廃業しており、申立期間当時の事業主も既に亡くなっているが、申立人は多分臨時雇用であったと思う。」と回答している。

また、当時勤務していた複数の者から供述を得られたが、申立人の情報は得ることができず、勤務実態を確認することはできなかった。

さらに、社会保険事務所のC製作所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間における健康保険の整理番号には欠番もなく、申立期間に申立人の名前も記載されていないことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 8 月 5 日から 11 年 8 月 21 日まで  
私はA株式会社に平成 3 年 8 月 5 日から 11 年 8 月 20 日まで勤務していたが、入社時年収 600 万円の約束で入社し、退職まで給与が下がった覚えがないので、調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出された賃金台帳及び所得税源泉徴収票によれば、申立人の主張のとおり、各年の賞与額を含めると年間 600 万円以上の報酬が支給されていることが確認できる。

しかしながら、賃金台帳に記載された厚生年金保険料控除額は、社会保険事務所に届け出られた標準報酬月額を基に当時の厚生年金保険料の料率及び被保険者の負担割合を乗じて得られた額と同額であることが確認できる。

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになるものであり、申立人の場合、事業主により給与から控除された厚生年金保険料に基づく標準報酬月額は、社会保険事務所に届け出られた標準報酬月額

と同額又は低い額となっており、申立人が主張する報酬月額に基づく標準報酬月額に見合う保険料控除は行われていないことが確認できる。

また、当該事業所が保管していた健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定（改定）通知書に記載されている標準報酬月額は、社会保険庁の記録と一致していることが確認できる。

さらに、同僚（3人）が所持していた所得税源泉徴収票をみると、同源泉徴収票に記載されている保険料控除額から算出した標準報酬月額が当該同僚に係る社会保険庁に記録されている標準報酬月額と同額又は低い額となっていることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月 1 日から 39 年 3 月 1 日まで

私は、A鉄道B局（現在は、C株式会社）のD駅E係で昭和38年4月から臨時雇用員として、F駅G係で39年1月から試用員として継続して勤務していたが、社会保険事務所へ照会したところ、厚生年金保険の未加入期間となっている。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

独立行政法人HのI部が保管している申立人に係る「個人履歴」から、申立人が旧A鉄道において、昭和38年4月8日に臨時雇用員として採用され、39年1月1日に試用員となり、同年3月1日に職員として勤務していたことは確認できる。

しかし、上記のI部に照会したところ、旧A鉄道において、「臨時雇用員等社会保険事務処理規程」（昭和38年9月7日付け\*第435号）の昭和38年10月1日施行以降に、臨時雇用員等を厚生年金保険に加入することとされたが、厚生年金保険への加入は事業所単位の裁量に委ねられていた旨回答しており、社会保険事務所の記録では、A鉄道B局が厚生年金保険の新規適用事業所となったのは38年11月1日であり、申立期間のうち、同年4月1日から同年10月31日までの期間については、適用事業所であった事実は確認できないほか、同年11月1日以後の期間についても、同I部は、旧A鉄道から一切の関連資料などが承継されていないと回答していることから、申立人の給与から保険料が控除されていた事実について確認するこ

とはできない。

また、旧A鉄道当時の臨時雇用員等期間の厚生年金保険加入記録について、C株式会社Jセンターへ照会したところ、旧A鉄道時代の厚生年金保険料に関する文書は永久保存でないことから、保険料の納付記録は残しておらず不明である旨回答している。

さらに、複数の元同僚に照会したところ、申立期間当時は厚生年金保険への加入の取扱いは勤務する駅によって異なっていたとの供述があり、D駅において、申立人と同期入社であったとする二人の元同僚は、申立人と同様に昭和38年4月に同駅E係に臨時雇用員として勤務を開始し、同年11月1日に試用員、39年1月1日に職員となり、臨時雇用員及び試用員であった期間については厚生年金保険に加入していなかった旨回答しているほか、F駅において、勤務していたとされる元同僚は、既に死亡しているか、特定することができないため、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた事実を確認することができなかった。

加えて、社会保険事務所が保管するA鉄道B局に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立期間に申立人の氏名は記載されておらず、健康保険の整理番号が連続しており、欠番も見られないため、申立期間において申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年9月1日から52年9月30日まで

私は、昭和43年9月にA株式会社に入社し、57年11月に前事業主が亡くなり事業主となったが、その期間の標準報酬月額の記録が、実際に私が受けていた給与と比べて半分から3分の2程度の額となっているので訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において社会保険庁に記録されている標準報酬月額の1.5倍から2倍の報酬があり、社会保険庁に記録されている標準報酬月額に基づく厚生年金保険料より高い厚生年金保険料を控除されていたはずであると主張している。

しかし、A株式会社は既に破産しており、法人登記簿から、申立人は申立期間のうち昭和51年11月30日から同社の代表取締役であったことが確認できるが、申立期間当時の賃金台帳等の資料は保管しておらず、それ以前の事業主及び社会保険担当者は既に亡くなっているため、申立てに係る事実について確認することはできない。

また、申立期間当時の取締役の一人は、経営がおもわしくなく、役員及び幹部社員の5、6人ほどの標準報酬月額を引き下げるという話があり、申立人を含め事前に同意した経緯がある旨の供述をしており、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている被保険者の標準報酬月額の推移から、昭和44年10月から49年9月にかけて当時の事業主を

含めた役員の標準報酬月額が 44 年 9 月までと比べて低くなっていることが確認できる。

さらに、上記被保険者名簿に記載されている申立人の標準報酬月額は社会保険庁のオンライン記録と一致しており、記録の訂正が行われた形跡もうかがえない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

- 2 申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 1 月 5 日から 49 年 3 月 31 日まで  
(A社)  
② 昭和 57 年 1 月 1 日から 59 年 12 月 31 日まで  
(B社)

私は、A社に勤務していた当時は、小さい子供が2人いて医者にかかることが多く、厚生年金保険に加入し保険料は給与から天引きされていた。また、B社でも厚生年金保険に加入し、保険料は給与から天引きされていたと記憶している。厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が勤務していたとするA社は、社会保険事務所が保管する適用事業所名簿及び社会保険庁のオンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所であった記録は無い。

また、申立人が当該事業所の元請事業所であったとするC株式会社（現在は、株式会社D）に照会したところ、申立期間①当時、下請業者の中に当該事業所の存在を確認することができないとの回答が有り、当該事業所における申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

さらに、申立人は事業主及び同僚について姓のみの記憶であるため、本人を特定することができないことから、申立ての事実を確認できる関連資料や供述を得ることができない。

加えて、申立人が勤務していたとする当該事業所における雇用保険被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

次に、申立期間②について、申立人が勤務していたとするB社を営していたのは有限会社Eであることが判明したため、同社に照会したところ、申立期間②当時のB社の責任者は「申立人は勤務していたと思う。」と供述しており、申立人が申立期間②において、期間は特定できないが、勤務していたことは推認できる。

しかしながら、同社の責任者は「パチンコ店は平成元年に閉店しており、親会社も既に廃業しているため、貸金台帳等の当時の資料は無い。また、当時のパチンコ業界は従業員の出入りが多く、厚生年金保険に加入させない場合が多かった。」と供述しており、申立人の勤務実態及び申立期間②における厚生年金保険の適用について確認することができる関連資料及び供述は得られない。

また、申立人は申立期間②当時、B社の従業員は10人から12人ぐらいであったと供述しているが、有限会社Eの厚生年金保険被保険者名簿及び申立期間当時のB社の責任者の供述によると、当時、B社の従業員で、被保険者とされていたのは責任者を含め4人であったことが確認できる。

さらに、申立人が勤務していたとするB社を営する有限会社Eにおける申立人の雇用保険被保険者記録は確認できない。

加えて、申立人が同僚として名前を挙げた者は、姓のみの記憶であるため、本人を特定することができないことから、申立ての事実を確認できる関連資料や供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

A 県 B 事務所 C 課で昭和 41 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得したが、後日、被保険者資格が取り消されている。臨時職員であったが、正規職員と同じ勤務をしていたので納得できない。また、給料を受け取る際、庶務の係の方が、「厚生年金保険料が引かれています。」と言っていたことをはっきりと覚えている。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する在籍証明書、A 県庁から提出された申立人に係る職員台帳、臨時的任用職員の雇用承認通知等から、申立人は、申立期間において臨時的任用職員として、A 県 B 事務所 C 課に継続して勤務していたものと認められる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、昭和 41 年 4 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得しているものの、「資格取消 41. 9. 12」と記載されており、被保険者資格の取消処理が行われたことが推認でき、当該事業所から申立人に係る被保険者資格の取消届が提出されたものと考えられる上、申立人は、申立期間当時は夫の健康保険の被扶養者であったと供述している。

また、当該事業主に照会したところ、申立期間当時の社会保険事務担当者は既に死亡しており、当時の給与明細書、賃金台帳等の関係資料は保管されておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用について確

認できる関連資料及び供述は得られない。

さらに、申立期間当時、当該事業所に勤務していた同僚に照会しても、申立てに係る事実を確認できる供述は得られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。